

平成23年度第2回徳島市入札監視委員会 議事録

開催日時	平成23年11月24日(木) 9:30~12:00	
開催場所	徳島市役所 6階 入札控室	
出席者	委員会 井上委員長、長地委員、鈴木委員 徳島市 土木部副部長兼土木政策課長 水道局次長兼工事検査監、水道局総務課長 他 関係各課・事務局職員	
審議案件	一般競争入札	4件
	指名競争入札	5件
	随意契約	1件
	合計	10件

議事概要

委 員	徳 島 市
市発注工事等に係る入札・契約手続の運用状況等について	
	1 対象期間 (H23. 4. 1~H23. 9. 30)の発注工事について
審議 1 <一般競争入札>徳島市立等図書館等移転拡充事業改修工事 (社会教育課)	
◇ 無効と失格があるが、それぞれその理由はわかりますか。 ◇ 特殊な工法ということで、設計の時は随意契約としたが、工事は随意契約にしなくても良かったのですか。 ◇ ホテル6階には何があったのですか。 ◇ ホテルに対して営業補償のようなものはしたのですか。 ◇ 総合評価の技術提案について、点のつけ方の基準のようなものはあるのですか。 ◇ 壊した廃棄物の搬出はどのようにしたのですか。 ◇ 通行人に支障は無いのですね。	◆ 無効については、参加資格条件にあったアンボンド工法の実績について、該当しない工事を記載していたためであり、失格については、低入札価格調査制度による失格基準価格を下回ったためでした。 ◆ 何社かを想定していたため、一般競争入札としました。 ◆ 宴会場です。 ◆ 建物は徳島都市開発が保有し、ホテルに賃貸していたもので、ホテル側の営業上の理由から一部契約を更新しなかったことによるものであり、営業補償とかはしていません。 ◆ 事前に課題を出し、それに対する提案について、業者名を隠して内部の技術審査会で審査し、その後、総合評価委員さんの意見をいただいて決めています。 ◆ 一度3階屋上部に梱包しておき、夜の10時から12時の間に搬出し、処分場へ運んでいます。 ◆ 夜間の限られた時間に行っており、特に支障は無いと考えています。
審議 2 <指名競争入札>川北東橋上部工(鋼橋)架設工事 (道路建設課)	
◇ 予定価格は事前公表ですか ◇ すると三番目の業者は計算を間違えたのですか。	◆ 事前公表です。 ◆ 最低制限価格は応札額の平均から算出するためこうした結果になったものです。

◇ これで切られるのはどうかと思う。みんなが低いときに1者だけ高く入れると、その業者が取る場合もありますよね。	◆ 課題の一つだと認識しています。
◇ これは国の方式ですか	◆ 昨年までの県の方式です。今年から県は変えています。
◇ やはりこのような問題があったから変えたのですか。	◆ 試行錯誤をしながらということだと思います。
◇ 県の新しい方式はどうなっていますか。	◆ 算定式があり、直接工事費の何%、間接工事費の何%といった方法です。
◇ つまり、どこがいくらで入れたかは関係ないということですね。	◆ そのとおりです。
◇ それは事前公表されているのですか。	◆ 公表されていません。
◇ 本市も検討課題ですか。	◆ そのとおりです。
◇ 抜水橋に変えたのは何か事故の影響ですか。	◆ 県の河川改修によるものです。
◇ 入札結果表を見ると金額はA社が低い、得点でB社が高く、一番開きが大きいのが企業評価の工事評定点であるが、これはB社が過去に良い仕事をしたということですか。	◆ 過去五年間の工事成績評点の平均値に基づいています。
◇ 評定点のつけ方はきちっと決まっているのですか。	◆ 県の基準に従い工事成績の評点表に基づいて採点しています。
◇ 裁量の余地は少ないのですか。	◆ 常に現場を見ている検査監が採点しているので、標準化されていると思います。

審議 3 <指名競争入札>中洲・徳島線歩道改良工事

(道路建設課)

◇ 辞退が多いが、理由はあるのですか。	◆ 一般競争入札については辞退理由届を提出してもらっていますが、この案件は指名なので理由は聞いていませんが、予定価格と積算が合わなかったとか、技術者が配置できなかったことなどが考えられます。
◇ 作為的に下りたわけではないのですか。	◆ ないと思います。
◇ こういう1000万以下の工事だと原価が大部分を占めるため、落札率が高くなるのですか。	◆ 積算は基準どおりにしていますが、都市部の工事では細々とした目に見えない部分の経費が掛かるのかもしれない。
◇ これは道路の工事なので、ガードマンを配置しているのですか。	◆ 計画された中で配置しています。また、工事の中で必要に応じて増員することもあります。
◇ そういった費用は安全費の中に入っているのですか。	◆ ガードマンはそうです。安全費の中で人数を明示しています。
◇ 例えば交通量に応じて幾らといった基準はあるのですか。	◆ あります。

<p>◇ 内訳書を出した時は 何人と見ていたが、利益が上がらないからといって減らすこともあるのですか。</p> <p>◇ 縁石の石の量とかも確認しているのですか。</p> <p>◇ 検査はきっちりしているということですね。</p> <p>◇ 前払い金は支払われているのですか。</p> <p>◇ 下請けには100%現金で支払っているが、前の案件では半分は手形であったが、市からおりてくるお金が違うのですか。</p> <p>◇ そうすると現金で払おうと思えば払えたのですか。下請け業者に現金で払わなければならない決まりとかあるのですか。</p>	<p>◆ 現場の状況に応じて配置しています。現場監督を通じて状況を確認をしているほか、毎月報告書を提出してもらっており、人数の増減は把握しています。</p> <p>◆ 材料の搬入時に検収しています。</p> <p>◆ はいそうです。</p> <p>◆ この工事については、工期末が近づいており、前払いと中間前払いが支払われています。</p> <p>◆ ほとんどの業者が前払いを受けています。</p> <p>◆ ありません。前払いは市が業者に直接現金で支払うのではなく、例えば一度前払い保証会社に入り、そこから必要な分が支払われることになります。通常は手形ですが、現金100%なのは会社の信用度によるものだと思います。</p>
---	--

審議 4 <指名競争入札>一宮・国府線局部改良工事
(道路建設課)

<p>◇ 工事内容は擁壁がほとんどですか。</p> <p>◇ 山を削って広げて擁壁を作ったということですか。</p> <p>◇ 溜池は埋め立ててはないのですか。</p> <p>◇ 削った土砂の処分費はどこに入っているのですか。</p> <p>◇ 土は廃材にはならないのですか。どこへ捨てたのですか。</p> <p>◇ 落札率がすごく高いが原因は何か考えられますか。</p> <p>◇ この地域は埋蔵文化財がある場所ではないのですか。この道路の下にはないのですか。</p> <p>◇ 新聞で読んだが、材料が減らされたり、違うものが使われても検査の時に分からないものですか。</p> <p>◇ 工事後に非破壊検査を抜き打ち的にすることはあるのですか。</p> <p>◇ そこでついた点数によって次回の入札が変わってきますよね。</p>	<p>◆ 現状は2m弱なので4m以上に広げるため、擁壁を作り、張出をして拡幅する工事です。</p> <p>◆ 山側を削ったほか、この場所は反対側に溜池があることから、溜池側にも擁壁を作りました。</p> <p>◆ 埋め立ててはいません。護岸が土のため、擁壁を作り、傾斜を急にすることで、道路を拡幅しました。</p> <p>◆ 処分費は土工の中に含まれています。</p> <p>◆ 一部は埋め戻しに使っています。</p> <p>◆ 隣接する土地の所有者がいる場合は高くなる傾向があります。</p> <p>◆ 一応確認はしていますが、この道路の下はエリアから外れています。</p> <p>◆ 見えない部分については写真を付けてもらっています。材料については、証明書を付けてもらっており、それで確認をしています。</p> <p>◆ 基本的には写真で確認していますが、写真が無い場合には破壊検査等を行うこともあります。なお、橋などの重要なものについては立会して配筋検査等を行っています。</p> <p>◆ そのとおりです。</p>
---	---

審議 5 <随意契約>西部環境事業所ごみ焼却施設補修工事

(西部施設課)

<p>◇ 落札業者は元々の建設をした施工業者ですよ。他の業者は入れないものなのですか</p> <p>◇ こういう場合は落札率が高くなるのですよね。</p> <p>◇ 焼却炉を造る技術を持った業者は何社もあるのですか。</p> <p>◇ そうなると、メンテナンスも含めて最初に入札した方がいいのではないですか。</p> <p>◇ 補修と維持を同時に行うのであればPFIということになると思いますが、徳島市ではしていないのですか。</p> <p>◇ いつぐらいまで持つのですか。</p>	<p>◆ 入れないのだと思います。</p> <p>◆ 2者なければ、入札にならないため、随意契約となりますが、この場合、同種工事の過去5年間の平均落札率以下で契約することになっています。</p> <p>◆ 10数社を想定していました。しかし、特にこういう工種では施工した業者しか参加しません。</p> <p>◆ そうかもしれません。結果的にはその方が安上がりになると思います。</p> <p>◆ 市高でしています。建て替えの時には検討することになると思いますが、今はその都度補修していくしかないと思います。</p> <p>◆ 耐用年数は過ぎていますが、建て替えとなると場所の問題もあり難しいところです。</p>
---	---

審議 6 <随意契約>北島田住宅6棟耐震団診断業務

(住宅課)

<p>◇ 辞退が4件と多いが、皆仕事を多く抱えているということですか。</p> <p>◇ 内訳書にある認定手数料とはどういったものですか。</p> <p>◇ その第三者機関は県にあるのですか。</p> <p>◇ 業務予定表の評定がそうですか、1カ月みているのですか。</p> <p>◇ 費用も掛かるし、工期も掛かるということですね。</p> <p>◇ 認定手数料の見積りに各社ばらつきがあるが、標準の価格表のようなものはあるのですか。</p>	<p>◆ 上半期に多くの発注しており、それらが終わっていないことから、辞退者が多かったのではないかと思います。構造の技術者がいるところが少なく、この中でも2者だけであり、県内でも25、6名ぐらいしかいないが、そこに、県内全域から発注があることから、少額の案件は避けられたのではないかと思います。</p> <p>◆ 構造設計事務所が構造計算をしますが、それを第三者機関で評定をしてもらう必要があり、その費用です。</p> <p>◆ 全国で数箇所あるだけです。</p> <p>◆ 提出してからの期間をみています。</p> <p>◆ そういことです。</p> <p>◆ 認定機関によって多少金額が異なります。</p>
---	---

審議 7 <一般競争入札>徳島市重要給水施設配水管(2)方上町弁財天～勝占町原配水管布設替工事

(水道局)

<p>◇ 最低制限価格は後で計算するんですよ。徳島市の工事と同じですか。</p> <p>◇ 安い値段を入れて落ちてしまうこともあるんですよ。この案件で二つの業者、9、10番(P4)の業者が非常に安い値段を入れて、後は高いですよ。</p>	<p>◆ はい。そうです。計算方法は、P7に書いてあります。</p> <p>◆ そうですね。二つの業者は失格になってます。</p>
--	---

<p>◇ 徳島県が、制度を改めて、入札額に関係なしに最低価格を決めるように変えられたそうなのですが、徳島市でも今後どうするかは検討中という事でしたが、水道局はこれについて今後の考え方とかはありますか。</p>	<p>◆ 徳島市を参考にして、決めさせて頂いておりますので、徳島市が変えるようでしたら協議・検討していこうと思います。最低制限価格を以前は公表しておりましたが、そうすると最低制限価格の金額を入れてきて、くじ引きばかりという事になり、低入札のギリギリで、仕事の中身がどうかと非常に気になる金額が続いた状況の中で現在の制度を採用しました。</p>
<p>◇ 非常にいい制度を見つけるのが難しいですね。</p>	<p>◆ そうですね。非常に難しいです。前の制度の場合は、ほとんど、利益が無い工事が続くような感じだと思います。現場の監督は検査にしても大変だろうと思います。</p>
<p>◇ 最低制限価格でくじ引きっていうのがたくさんあったのですか。</p>	<p>◆ 最低制限価格を公表してるので、それを入れないと取れないという事でしたね。</p>
<p>◇ くじ引きで決まるっていう事ですね。</p>	<p>◆ そうですね。</p>
<p>◇ 仕事の中身は、昔のやり方を変えて、今のやり方で良くなったと思いますか。</p>	<p>◆ 一般的にはそう思います。具体的にはどうなのか調査はしていませんが、設計額の60%台とか続いていくような形で、我々も市場調査によって積算をし、その資料によって行っておりますが、ほとんど利益がないのではないかと思います。でも、発注者側が考えるべきものではないかもしれませんが、このような金額ばかりになります。こういう方法を採用して落札率は上がりました。</p>
<p>◇ 業者は息継いでいるような感じですね。</p>	<p>◆ だと思います。ある程度は利益が出ていると思います。最近の単価は一時期より下がってきておりまして、昔からから比べますと安いような気がしますけど。</p>
<p>◇ 水道の工事で、管などは水道局が支給するのですか。</p>	<p>◆ 口径によってしております。</p>
<p>◇ この工事でしたら業者が仕入れたり調達したのを使うものもあるのですか。</p>	<p>◆ この場合で言いますと、100ミリ以下です。150ミリ以上は支給材料となっております。</p>
<p>◇ 350ミリとか見積もりの中は、ほとんど手間賃とか材料費も含まれているのですか。</p>	<p>◆ 消火栓とかそういう共通の部分は買ってもらうようにはしてありますが、ほとんどの部分は、材料支給をしますから工事費ですね。</p>
<p>◇ 消火栓も買い取りですか。仕入れて設置するのですか。</p>	<p>◆ すみません。先ほどの消火栓は、支給です。</p>
<p>◇ 水道の工事は、水道局が随時抜き打ちの検査とかするのですか。仕様書通りに工事しているのか確認ですけど。</p>	<p>◆ 担当の監督員が、水道の場合、埋めてしまうと分からなくなりますので、頻繁には確認に行ってると思います。</p>
<p>◇ 写真とか撮っていったりするのですか。</p>	<p>◆ はい。</p>
<p>◇ 水道管を埋めた場合、採石などを詰めるのですか。クラッシャーみたいなのを。</p>	<p>◆ そのとおりです。</p>
<p>◇ どのような材質とか量のことを業者はどこで見るとか。</p>	<p>◆ 設計書にも、仕様書にも書いております。注文書にクラッシャーとかの詳細はついていませんが、これは請負の工種と金額の分だけついておりまして、物を買ったとかのは明細はついておりません。</p>

<p>◇ それは水道局には出ているのですか。そういう見積もりとかは。</p> <p>◇ 仕様書通りの大きさと、クラッシャーを使ったかどうかは、これとは別の話ですね。</p> <p>◇ 掘って出てきた土は、どのように処理するのですか。再利用したり他に捨てたりとかはするのですか。</p> <p>◇ 処分場があるのですか。</p> <p>◇ 上の舗装を剥がしたりとかしたら混在しますよね。</p> <p>◇ 建設廃材として処理してるわけですね。それもチェックはするのですか。</p> <p>◇ 失格の業者が下請けに入って仕事に参加されてるんですか。</p>	<p>◆ いくらで購入したとかは、業者で任せています。この下請けに出すっていうのは、不当に安くしていないかとかで入っています。</p> <p>◆ そうですね。試験成績表を提出させています。</p> <p>◆ ほとんど処分しております。クラッシャーに入れ替えています。掘った土を埋めるってことはしないです。</p> <p>◆ 指定の場所があります。民間の埋め立てに利用したり、なるべく再利用をしようかと思っております。</p> <p>◆ 舗装は舗装で処分しています。産業廃棄物として。</p> <p>◆ はい。そうです。マニフェストが出てきて、どこで処分したとかとか管理をしております。</p> <p>◆ そうですね。この方式の一つの問題として、例えば、本当に仕事を行いたいという人が取ればいいが、誰が落札するのか不確定なものですから、今回の仕事はしたくないが、入札に参加だけさせて頂こうという人に数字によって落札してしまう事があつたりします。今回は、仕事をしたくない人が下請けに入ったのではないかと思ったりしています。</p>
--	---

審議 8 <一般競争入札>鮎喰川水管橋耐震補強工事（その3）

（水道局）

<p>◇ 工事内容としては難しいのですか。特Aランクの業者でしか出来ない工事ですか。金額的にもそれほど高くないですし、何か特殊な工事ですか。</p> <p>◇ 橋脚をコンクリートで巻いて補強するのですか。</p> <p>◇ そこに鉄筋を入れてさらにコンクリートで巻くのですか。</p> <p>◇ それも検査に行ってみるのですか。鉄筋を入れてるとか。</p> <p>◇ 仮設の道路の費用は、川の中に入って行く仮設道路ですか。</p> <p>◇ 仮設の道路には県の認可があるのですか。</p> <p>◇ 工事が終われば仮設道路は撤去するのですか。</p>	<p>◆ 現場は鮎喰川の河川を横断する水管橋の耐震補強なのですが、現場自体の橋脚柱の幅が1.1mあります。川の中に今の河川の敷きからだいたい4mくらいまで埋まっているのです。水の中をずっと掘削していきますので、比較的掘削量も大きいですし、水の中を掘るといふ事で、非常に工法的にも経験を有しているような業者が良いということです。それと、技術者によってあまり経験の無い者だと水の中を掘るとか非常に難しいと思われれます。</p> <p>◆ そうです。鉄筋コンクリートで巻立ってます。</p> <p>◆ そのとおりです。</p> <p>◆ そうです。監督員が段階検査と言いまして、各工程ごとに、鉄筋なら配筋、鉄筋の口径、ピッチなどを全て確認します。</p> <p>◆ そうです。現道から、河川の中に入って行くのに、堤防の降りる坂も無いので、工事車両を進入させる為の仮設道路です。</p> <p>◆ 占用許可を頂いてから工事します。</p> <p>◆ 撤去します。</p>
---	---

◇ それが両方入ってこの金額なのですね。	◆ そのとおりです。
◇ これは市単の工事になるのですか予算は。	◆ 単独です。
◇ これは年度跨いで工事になるわけですが、繰り越しですか。	◆ 繰り越しです。
◇ 水道局の工事も市と同じように、西日本建設業保証株式会社の前払いとかはあるのですか。	◆ 40%あります。
◇ 上限が40%なのですか。	◆ 40%です。
◇ 業者に払っていく、下請け業者とかに払っていくとか、その40%を超えた部分については、元請け業者の自己資金でいくのですか。	◆ そうです。あと、千円未満を切り捨てて前払いしています。水道局が請負業者の前払専用口座に振り込んでいます。その口座は西日本建設保証株式会社が管理して下請け業者などに支払っています。業者が自由に何にでも使えるお金ではないです。また、請負業者が出来高により自社の労務費として使う事も出来ます。
◇ 下請け業者に支払っている金額を足していくと、前払金の40%を超えていますが、その超えた分は元請け業者の自己負担となるのですか。	◆ この前払いを全部下請けに支払うかというのと、そうではなく、材料とか買ったりしますのでそういう部分に使われます。材料も揃えたり下請け業者だけでなく、材料を販売している業者にも支払います。材料代というのが使いやすと思います。工事するにあたっては、資金が無かったら工事が始めにくいというので前払いがあります。最初の費用として材料を揃えて、工事が進んで出来高があがれば下請けとか払うとかいうのであれば、それなりに支払うと思います。
◇ 請負契約書の保証金は現金で納付するのですか。	◆ これについては、西日本建設保証株式会社が保証しています。
◇ 水道局の場合は、現金で保証される業者はいるのですか。	◆ 年間で7件くらいは現金で納めたりしてます。ほとんどが、西日本建設保証株式会社が、他に、保険会社の公共工事履行保証証券（履行ボンド）と銀行の保証などがあります。

審議 9 <指名競争入札>法花谷配水場調整池屋上防水修繕工事

(水道局)

◇ 防水の修繕工事となると落札した業者が全て工事をするのですか。下請けとかは入らないのですか。	◆ 今回は直営で作業していただいております。
◇ 普通はそうなんですか。	◆ 工種にもよりますが、大半の業者は何人も手間を抱えていますので、現場代理人だけを立ててという事は数少ないと思います。
◇ この件が一番低い金額を入れてきた業者が落札されていますが、失格になった者もいませんが、その割には落札率が高いような気がしますが、その理由とかは考えられるところはあるのですか。	◆ 水道局で登録のある市内の防水の全ての業者を指名しております。最低制限価格の計算式に入れて計算しますが、特に理由は考えられません。結果がこのようにな落札率になったということです。
◇ この防水工事が出来る業者がこの地域内では5社しかないのですか。	◆ 徳島市内でこの5社になります。

<p>◇ この防水修繕工事で、入札に参加する業者は分かるのですね。</p>	<p>◆ 防水工事を出来る業者は他にもあるのですが、水道局への指名願い受付で防水工事の仕事がしたいと意志表示をしたのがこの5社です。他の会社もあるのですが。塗装と被る業者もあるのですが、塗装の仕事がしたいと受付けているのもありまして、その業者は塗装に登録して塗装の入札で指名をします。このような防水の仕事は入札の機会が少ないので防水で受付けてるのは防水で指名しています。毎年、有るか無いかは分からない工事です。</p>
<p>◇ 会社の希望ということですか。</p>	<p>◆ 受付の時に希望を聞いてどちらか選んで頂くようにしております。もし、10社あるとしても、排除理由もありませんので、その10社に指名します。あまりにも多かった場合は考えますが。大体は指名出来る範囲であれば水道局で登録があれば指名しようと思っております。先ほどの審議8の水管橋のような金額が低いが特殊な工事で、水道の大動脈みたいな管路に関する工事ですので、ランクを上げさせて頂きました。</p>
<p>◇ この業者は、例えば民間のビルの屋上の防水の工事もあるのですか。</p>	<p>◆ そうですね。していると思います。</p>
<p>◇ 仕事量として、防水の工事とかは多いのですか。</p>	<p>◆ 水道局では少ないと思います。水道施設で防水が必要になってくるのは、配水池とか建屋の屋上とかになりまして、それほど多くはないです。水密性が非常に大事になりまして、雨とか水たまりが出来て、それが飲み水に入れば非常に大変な事です。</p>
<p>◇ 仕事量ってのはあまりない業界なのですか。</p>	<p>◆ いや、水道局は少ないですが、ビルが多いので民間だと多いと思います。公共工事だと少ないと思います。一度、工事を行えば終わりではなくて、何年、何十年間隔でやり直しをしないといけませんので。</p>

審議 10 <指名競争入札>沢橋水管橋耐震補強工事実施設計業務

(水道局)

<p>◇ 施工する時の監督といいますか、管理業務みたいなのは含まれないのですか。</p>	<p>◆ 含まれておりません。</p>
<p>◇ そうするとこれは別で入札するのですか。</p>	<p>◆ いえ、直営でします。工期を長くとっておりまして、検討した結果と、実際にするときには構造物に対しては調査をもう一度するとしてます。現場監督は直営です。</p>
<p>◇ 選定理由の、技術士多数と書いていますが、何名以上とはあるのですか。</p>	<p>◆ 今回は技術士が1名以上居れば選定しました。技術士がいない業者がいて、条件に達したのは6社となりました。</p>
<p>◇ 技術士の専門分野は細かく分かれているのですか。</p>	<p>◆ 分かれています。上下水道部門は、上水道及び工業用水道、下水道になります。21部門あります。</p>
<p>◇ 契約の履行の確認は、成果物をもって履行確認となるのですか。成果物の提出。</p>	<p>◆ そのとおりです。</p>
<p>◇ 業務工程表の設計書作成が成果物となるのですか。</p>	<p>◆ 設計書の検討書みたいなのがあります。設計書というのは実際に提出する書類で、その前に設計業務で出す書類がありますこの2つですね。</p>
<p>◇ それで履行確認となるのですね。</p>	<p>◆ そのとおりです。</p>

指名停止等の運用状況について	
	<p>1 対象期間(23.4.1~23.9.30)の指名停止について</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 1業者に対し、指名停止措置を行った。(土木政策課) ◆ 期間中、指名停止措置はなかった。(水道局)
<p>◇ 新聞で報道されている業者の件について、どうなっていますか。</p> <p>◇ こういったケースは初めてですか。</p> <p>◇ 取り敢えず、進展待ちということですか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 現在、担当課が調査中であり、その結果によります。 ◆ はい、初めてです。 ◆ 次回の委員会では報告できると思います。